

青森県報

第四千四百四号

平成三十年
一月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 基本測量の終了……………(監理課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二

告

示

青森県告示第六十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成三十年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	芦立 俊宗
勤務する病院等	一部事務組合 下北医療センター 病院
所在地	むつ市小川町一丁目二の八
診療科目	循環器内科(心臓機能障害)
指定期日	平成 三〇・二・一

青森県告示第六十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(空中写真撮影、オルソ作成)

二 作業期間

平成二十九年六月六日から同年十二月二十七日まで

三 作業地域

青森市

五所川原市

東津軽郡平内町

青森県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年二月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年二月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道弘前田舎館黒石線	平川市猿賀池上二の四から平川市猿賀石林一九の二一まで	平成三〇・一・二六

青森県告示第六十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字関字小島崎一五五の一から西津軽郡深浦町大字関字豊田五の一まで	前 一四・〇〇メートルから 二四・二〇メートルまで	一三〇・七〇メートル		
2	県道	弘前田舎館黒石線	平川市猿賀池上二の四から平川市猿賀石林一九の二一まで	前 一六・五〇メートルから 一六・五〇メートルまで	四八六・一〇メートル		
				後 二五・五〇メートルから 二五・五〇メートルまで	四八六・一〇メートル		
				後 二四・〇〇メートルから 二四・二〇メートルまで	一三〇・七〇メートル		
				前 一八・六〇メートルから 一九・四一メートルまで	一三八・〇二メートル		

平成三十年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町九九
大澤 雅子
- 二 指定年月日
平成三十年一月十八日
- 三 売りさばき場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町九九

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------